

HEM-Net 医師・看護師等研修実施要綱

2010年4月1日制定

1. 研修員への応募資格と申請

- (1) 研修員への応募は、これからドクターヘリを導入しようとしている病院において、ドクターヘリに搭乗して活動することが予定されている医師・看護師およびドクターヘリ運航の責任者になることが予定されている医師であって、次の各号に掲げる資格を有する者について、行うことができる。なお、いずれの者も、日本航空医療学会のドクターヘリ講習会を受講していることが望ましい。
 - ヘリ搭乗医師研修にあつては、5年以上の臨床経験と救急専任医として1年以上の診療経験を有する者であつて、JATEC コースまたは JPTEC コースを受講した者
 - ヘリ搭乗看護師研修にあつては、5年以上の看護師経験と3年以上の救急看護師経験を有する者
 - 運航責任者研修にあつては、日本救急医学会救急科専門医の資格を有する者または救命救急センター長の職にある者
- (2) 研修員への応募は、当該応募者の所属する病院（以下、研修員派遣病院という。）の病院長から、HEM-Net 理事長宛てに、別添 I の様式の「ドクターヘリ搭乗医師・看護師等研修申請書」を提出して行う。
- (3) HEM-Net 理事長は、上記の「申請書」を受理したときは、その写しを「研修調整委員会」委員長に回付するものとする。
- (4) 応募は、随時行うことができる。
ただし、当該応募にかかる研修の研修担当病院、研修実施時期および研修コースは、「研修調整委員会」の調整を受けて、決定される。（下記3の（3）参照）
- (5) 応募者にかかる研修が早期かつ円滑に実施されるようにするため、研修員派遣病院の病院長または救命救急センター長は、応募に先立って、直接、あるいは、当該

病院と関係の深い病院の救命救急センター長を通じ、「研修調整委員会」の委員と緊密な連絡を取り、その助言を受けながら、応募手続きを進めることが望ましい。

2. 研修担当病院

研修担当病院は、日本航空医療学会から指定施設としての認定を受けたドクターヘリ運航病院であって、3年以上の運航実績を有し、かつ、研修受け入れ意思のあるものの中から選定するものとし、平成22年4月1日から当分の間、次の9施設とする。

- 北海道：手稲溪仁会病院
- 千葉：日本医科大学千葉北総病院
- 神奈川：東海大学医学部付属病院
- 静岡：聖隷三方原病院
- 愛知：愛知医科大学病院
- 和歌山：和歌山県立医科大学付属病院
- 岡山：川崎医科大学付属病院
- 福岡：久留米大学病院
- 長崎：国立病院機構長崎医療センター

3. 研修の調整と決定

- (1) 「研修調整委員会」は、当該応募者にかかる研修担当病院、研修時期および研修コースを調整する。
- (2) 「研修調整委員会」は、上記の調整を行うにあたっては、全国的な応募の状況を勘案するとともに、研修員派遣病院の病院長その他の関係者、研修担当病院の病院長および救命救急センター長と緊密な連絡を取りながら、これを行うものとする。
- (3) 上記(1)の調整を行うための「研修調整委員会」は、原則として、その年の4月から9月までの間に実施される研修に関しては2月に、その年の10月から翌年の3月までの間に実施される研修に関しては8月に、それぞれ開催するものとする。
- (4) 研修コースは、ヘリ搭乗医師研修については長期コース（3カ月間）と短期コース（1カ月間）、ヘリ搭乗看護師研修については長期コース（1カ月間）と短期コース（2週間）、運航責任者研修については長期コース（1カ月間）と短期コース（2週間）とし、「研修調整委員会」は、原則として、これらのコースのいずれかに応募者を割り振って、調整を行うものとする。

ただし、「研修調整委員会」は、研修員派遣病院と研修担当病院の間の調整を行う過程において、医療現場の実情から判断して、当該応募者の研修に関し、上記のい

ずれかのコースを選択することが困難であると認めるときは、当該応募者のために特例的な研修コースを設定して研修を実施させることができる。

この場合、「研修調整委員会」委員長は、特例的研修コースを設けた理由および特例的研修コースの期間を、HEM-Net 理事長に報告しなければならない。

- (5) 「研修調整委員会」委員長は、個々の応募者について、受け入れ先研修担当病院、研修時期、研修コースの調整を終えたときは、その旨、HEM-Net 理事長に報告する。

HEM-Net 理事長は、上記の報告を受けて、当該研修員の研修を決定し、別添Ⅱ－Ⅰの様式の「研修決定通知書」を研修員派遣病院長に、別添Ⅱ－Ⅱの様式の「研修決定通知書」を研修担当病院長に、それぞれ送付する。

4. 研修契約の締結

- (1) 研修員派遣病院長および研修担当病院長は、上記2の(5)の通知を受けたときは、当該研修員に関する「研修契約」を締結する。「研修契約」の基準書式は、別添Ⅲのとおりである。

- (2) 研修員派遣病院と研修担当病院は、その協議の結果、上記基準様式に記載される事項以外に、研修を実施する上で必要と思われる事項があると認めるときは、それらの事項を、任意に契約の内容に加えることができる。

なお、医師研修員が診療行為を行う場合に問題が生じないように、研修担当病院への兼任を発令しておくなどの措置をとり、その旨を研修契約に明記しておくことが望ましい。

- (3) 研修員派遣病院または研修担当病院の従来からの研修員の派遣ないし受け入れの方式に鑑み、上記(1)の基準書式が定めるところにより難い事情があるときは、研修担当病院の救命救急センター長は、速やかに、その事情を「研修調整委員会」に通報し、その調整を受けなければならない。

- (4) 研修員派遣病院長および研修担当病院長は、研修員が研修中に受けた傷害について、HEM-Net が全研修員に対し一律に「ドクターヘリ研修障害保険」を付保することを了解し、その旨を研修契約に明記するものとする。

- (5) 研修担当病院長は、研修契約が成立したときは、その写しを HEM-Net 理事長に送付するものとする。

5. 研修の実施

(1) 研修担当病院は、研修員の受け入れに当たっては、研修員の宿泊先を周旋するとともに、研修員に対し周到なガイダンスを行うなどして、研修の円滑な滑り出しを図るものとする。ガイダンスの要領は、当該研修担当病院が、適宜定める。

(2) 研修は、日本航空医療学会の作成にかかる標準研修カリキュラムに準拠して実施するものとする。

ただし、研修担当病院において、当該研修員の経験と資質、履修する研修コースの期間の長さ等を総合的に勘案して、標準カリキュラムに盛り込まれている事項を適宜取捨選択して研修を実施するほうが適切であると判断したときは、そのように研修を実施することができる。

ただし、標準カリキュラムに盛り込まれた事項を削除して実施する場合は、「研修調整委員会」と協議して、その承認を得なければならない。

(3) 研修員派遣病院は、研修を終えて帰任した医師・看護師からヒアリングを行った上、別添Ⅳ－Ⅰの様式の「研修実施結果報告書（研修員派遣病院用）」を作成し、1カ月以内に、HEM-Net 理事長に提出しなければならない。

研修担当病院は、研修を修了したときは、別添Ⅳ－Ⅱの様式の「研修実施結果報告書（研修担当病院用）」を作成し、1カ月以内に、HEM-Net 理事長に提出しなければならない。なお、研修担当病院は、上記（2）の標準カリキュラムに定める当該研修員の「搭乗研修報告書」「自己評価表」及び「評価表」を研修員派遣病院に回付するものとする。

6. 研修中の事故等の報告

(1) 研修担当病院は、研修員が何らかの事故により、研修を中止ないし停止しなければならない事態に立ち至ったときは、遅滞なく、その旨を HEM-Net 理事長に報告しなければならない。

(2) HEM-Net は、研修中の研修員全員のため、その身体的障害に対し、HEM-Net として独自の「ドクターヘリ研修傷害保険」を付保しているので、研修担当病院は、この保険の給付対象になる事故が発生したときは、別添Ⅴの様式に従い、「研修員事故報告書」を作成し、HEM-Net 理事長に提出しなければならない。

7. 修了証の授与

HEM-Net 理事長および日本航空医療学会理事長は、研修を完了した研修員に対し、連名で、別添Ⅵの様式の「修了証」を授与するものとする。

8. 研修助成金の交付

- (1) 研修助成金は、別に定める「ドクターヘリ支援事業助成金交付要綱」および「医師・看護師等研修助成事業助成金交付細則」に基づき交付する。
- (2) 研修にかかる助成金の交付を受けようとするときは、研修員派遣病院は別添Ⅶ-Iの様式の「医師・看護師等研修助成事業助成金交付申請書」を、研修担当病院は別添Ⅶ-IIの様式の「医師・看護師等研修助成事業助成金交付申請書」を、それぞれ作成し、HEM-Net 理事長に提出しなければならない。
- (3) HEM-Net 理事長は、助成金の交付を決定したときは、別添Ⅷの様式の「研修助成金交付決定書」を研修員派遣病院長及び研修担当病院長に、それぞれ送付するものとする。

9. 研修実施の評価

- (1) HEM-Net は、部外の専門家に委嘱して、「ドクターヘリ支援事業審議会」の下に「研修評価委員会」を設置し、研修の効果測定を行うものとする。
- (2) 「研修評価委員会」は、研修員派遣病院長および研修担当病院長からの「研修実施結果報告書」を精査し、必要に応じて、研修員、研修員派遣病院または研修担当病院への往査またはヒアリングを行って、研修の効果を客観的に評価するものとする。

10. 本要綱の変更

- (1) HEM-Net 理事長は、研修の実施状況をつぶさに検証し、本要綱の規定を変更する必要があると認めるときは、「研修調整委員会」の議を経て、すみやかに本要綱の規定を改正するものとする。
- (2) HEM-Net 理事長は、本要綱の規定を変更するときは、日本航空医療学会理事長と協議しなければならない。